

1. 植生概念

植生は外観上、立木密度の高い樹林、草本類が優占する草原に大別される。樹林は樹高に応じて高木林・亜高木林・低木林に、草原はイネ科等（禾本類）の細い葉の草本類が優占する禾本草原、広い葉の草本類が優占する広葉草原に区分される。

また、植生の自然さ（植生自然度）に応じて、人為的影響を受けた経歴の無い極相状態の原生植生、人為的影響を受けた経歴はあるが長らく放置されて極相状態を回復した自然植生、定期的・不定期的に人為的影響を受けている代償植生に大別される。このうち、原生植生と自然植生は一次植生、人為的に遷移が抑制または停滞させられた植生は代償植生または二次植生と呼ばれる。

県下の植生は有史以前から人間活動が盛んであったため、平野部・丘陵地の大部分は耕作地、市街地・住宅地等に、丘陵・山地の多くはスギ・ヒノキ植林等の代償植生となり、自然植生は高地、離島、居住・耕作に適さない急傾斜地、伐採制限のあった旧藩有林、社寺境内等に残存する程度である。